

有害鳥獣の駆除を実施しています！

多久市では、イノシシ等による農作物の被害が発生しているため、猟友会に委託し、有害鳥獣の駆除を行っています。駆除期間と市内一斉駆除の日程は次のとおりです。伝書鳩等飼育されている人は、市内一斉駆除日には放さないでください。

■駆除対象鳥獣 イノシシ、カラス、ドバト、アナグマ、アライグマ

■駆除期間 4月1日(土)～10月31日(火)

■市内一斉駆除日

地区名	日程	時間
納所地区のみ	5月21日、28日、 6月4日	6時～9時
全域	4月30日、7月30日 8月27日、9月24日 10月15日	6時～9時
	6月25日	5時30分～8時30分
	10月22日	6時30分～9時

※すべて日曜日に実施します

■捕獲方法 銃器、捕獲おり、わなによる捕獲

■駆除区域 市内一円
(官行造林、鳥獣保護区、禁猟区、公道を除く)

■野山に入るときは

万一の事故を防ぐため、山菜採りやハイキングなどで野山に入るときは、目立つ服装でラジオを鳴らすなどして、人がいることを周囲にわかるように心がけてください。

問い合わせ 農林課 振興係 ☎75-4825

猫の避妊・去勢手術一部補助のお知らせ

猫の無秩序な繁殖の抑制と、動物愛護意識の向上を目的に予算の範囲内で、猫の避妊・去勢手術費用の一部補助を行います。

■補助対象

市内に住所を有する人が飼育し、獣医師が手術することが適当と認める年齢の猫で、1世帯当たり2匹までとします。

■補助金額 避妊 4,000円／去勢 2,000円

■申請方法 補助金申請書に必要事項を記入し提出ください。

■申請の流れ

申請書提出→交付決定→手術→報告書提出→
確定通知→請求書提出→補助金交付



問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

新しい行政相談委員のご紹介

年金や福祉、税金、道路、登記など国や県および市が行っている仕事について、疑問や要望はございませんか？

総務大臣から委嘱された北島安朗さん(南多久町桐野)が「行政相談委員」として、みなさんからの相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守ります。

相談日・会場は毎月の市報のスケジュールをご覧ください。



行政相談委員
北島 安朗
(南多久町桐野)

問い合わせ 総務課 行政係 ☎75-2112

軽自動車税の減免には申請が必要です

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人が所有する軽自動車等のうち、次の一定の条件を満たす場合に、軽自動車税の減免が受けられます。

※身体障害者等と生計を一にする人が所有する軽自動車等を含む

◆軽自動車税減免の要件

- ①身体障害者等が自ら運転するもの(本人運転)
- ②身体障害者等の通院・通学のために身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの(家族運転)
- ③身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転するもの(常時介護者運転)

※②③は、通院(通所)の期間・回数が条件を満たす場合のみ対象となります。
※普通自動車や福祉課が交付している福祉タクシー利用券との重複、軽自動車2台以上の減免はできません。

昨年、本人運転で軽自動車税の減免を受けた人は、申請内容の変更がない場合、自動更新となりますので申請手続きは不要です。ただし、家族が所有している車両を本人が運転する場合、家族運転、常時介護者運転の場合は、毎年更新手続きが必要です。

減免の対象となる障害の程度(等級)は、障害の種類ごとに異なりますので、必ずご確認ください。

申請方法など詳しくは、班回覧いたします「軽自動車税減免についてのお知らせ」をご覧ください。

■申請の期限 5月30日(火)

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2176